問合せ■①について　建築課　☎72-3141　✉kenchiku@city.ishikari.hokkaido.jp
②④について　環境課　☎72-3240　✉kankyou@city.ishikari.hokkaido.jp
③について　福祉総務課　☎72-3127　✉fsoumu@city.ishikari.hokkaido.jp

補助金 NEWS

住宅リフォームと太陽光発電システムの設置を補助します

市では、地震災害に強く、地球にやさしい住環境の整備を進め、高齢社会における快適な暮らしを支援するため、市内住宅の耐震補強・省エネ・バリアフリー化の改修工事費用の一部を補助します。詳しい申請方法は上記の各担当課へお問い合わせください。※平成23年度着工分から対象（平成23年度から市内に転入される方も対象となります）

①木造住宅耐震改修費等補助金	
対象者	市内に所有し、居住する木造住宅の耐震改修等工事を施工し、次の要件をすべて満たす方 ・賃貸または売却を目的とした改修でないこと　・市税を滞納していないこと ・この補助金の交付を受けたことがないこと
対象住宅	次の要件にすべて該当する住宅 (1)木造の一戸建住宅（二世帯住宅を含む、店舗等併用住宅は居住面積が1/2以上のものに限る） (2)自己の居住用のもの (3)昭和56年5月31日以前に建築または着工されたもので、原則として昭和56年6月1日以降に増築をしていないもの (4)在来軸組工法のもの (5)地上階数が2以下で地階を有しないもの (6)耐震診断技術者が行った耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断されたもの (7)いずれかの外壁の中心線から隣地境界または道路境界までの水平距離が7m以内のもの (8)建築基準法その他関係法令に、明らかな違反がないもの
対象工事	上記(6)と診断された木造住宅を改修し、上部構造評点が1.0以上となる工事。または、上記(6)と診断された木造住宅を解体し、現行の建築基準法その他関係法令に適合する木造住宅を新築する建て替え工事
補助金額	対象経費の10%以内（上限 30万円）
②住宅省エネルギー改修費補助金 ③高齢者等住宅改修費補助金（バリアフリー）	
対象者	市内に所有する一戸建て・二戸の長屋建ての新築以外の住宅（店舗等併用住宅は居住面積が1/2以上のものに限る）の省エネルギー改修工事またはバリアフリー改修工事を施工し、次の要件をすべて満たす方 ・当該住宅に住所を有し、居住すること　・市税を滞納していないこと ・この補助金を受けたことがないこと　・市内に事業所を有する住宅改修業者による施工であること
対象工事	租税特別措置法第41条の19の3第1項第1号または第4項第1号に規定する改修工事 （工事費が原則30万円以上に限る）
補助金額	対象経費の10%以内（上限20万円）
④太陽光発電システム設置費補助金	
対象者	市内に所有する住宅（店舗等併用住宅は居住面積が1/2以上のものに限る）に太陽光発電を設置し、次の要件をすべて満たす方 ・自らが所有する住宅に太陽光発電システムを設置または建売住宅供給者等から市内において太陽光発電システム付きの住宅（新築に限る）を購入すること ・当該住宅に住所を有し、居住すること　・市税を滞納していないこと ・この補助金を受けたことがないこと
対象となる太陽光システム	次のすべてに適合するもの ・低圧配電線と逆潮流有りで連系し、電力会社と電灯契約を締結できること ・発電出力が1.5kW 以上10kW未満の設備であること　・日本工業規格等で認められていること ・未使用品であること（中古品は対象外）
対象金額	太陽光発電の最大出力の値に4万円を乗じた額（上限12万円・1,000円未満切り捨て）

申請手続の流れ

市民 → ①②③の補助金希望者は**建築課**に申請 → 審査 → ①は**建築課**／②は**環境課**／③は**福祉総務課**

市民 → ④の補助金希望者は**環境課**に申請 → 審査 → **環境課**

から補助金の交付決定

※先着順・予算の範囲内での補助となりますので、年度途中で終了する場合があります　※補助金はすべて、工事等の着工前の申請が必要です

申込・問合せ■〒061-3292 協働推進・市民の声を聴く課　☎72-3153　FAX72-3199
✉kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

応募希望者登録制度

より良いまちづくりのために、あなたの知恵を貸してください！

平成23年度の新規登録者を募集します

石狩市では、まちづくりについていろいろなテーマごとに話し合う各種審議会などがあり、より多くの市民の皆さんの意見が反映されるよう、委員を公募しています。

応募希望者登録は、「募集時期を逃してしまった」「議論の内容が分からないと応募できない」という声からできた制度で、ご希望の審議会などの「**公募案内**」や「**開催案内**」をお送りしています。

皆さんの登録をお待ちしています。

受付開始　4月1日(金)以降随時
登録期間　1年間
登録方法　氏名・住所・連絡先(電話・ファクス・メールアドレスなど)・応募希望審議会名を明記して協働推進・市民の声を聴く課へ郵送・ファクス・Eメールのいずれかでお申し込みください。

委員を募集します！

会議の内容や任期など詳しい内容はお問い合わせいただくか、市HPをご覧ください(市HP→市民生活→市政「審議会」)。

環境審議会

応募資格	市内在住、または在勤・在学の20歳以上の方
募集人数	3人
任期	6月から2年間
報酬等	謝礼支給(交通費含む)
申込方法	申込書に「市の環境政策」について400字程度で記載の上、提出(郵送・ファクス・Eメール可) ※申込書は担当課、あい・ボード、市HPから入手でき、希望者には郵送します
申込締切	4月22日(金)
そのほか	託児先の紹介あり(費用は自己負担)
申込・問合せ	環境課　☎72-3240 FAX75-2275 ✉kankyou@city.ishikari.hokkaido.jp

応募希望者登録制度の流れ

1 協働推進・市民の声を聴く課に登録する
2 登録者に審議会等開催案内・公募案内を送付
3 審議会等を傍聴してみる
4 審議会等事務局へ応募用紙を提出

※登録された方を優先して委員に選任する制度ではありません　※登録していなくても応募することができます

平成23年度に公募を予定している審議会など

審議会等の名称	所掌事務	公募予定時期
環境審議会	環境基本計画、環境の保全および創造に関する基本事項などに関する調査審議	4月
使用料・手数料等審議会	使用料、手数料、占用料などの料率の調査審議	5月
都市計画審議会	市が定める都市計画、都市計画について市が提出する意見その他必要な事項の審議	
特別職報酬等審議会	特別職の報酬・給料の額および政務調査費に関する審議	7月
厚田区地域協議会	地域自治区に関する市の施策や、市と地域自治区住民との連携に関する事項の審議など	8月
浜益区地域協議会	地域自治区に関する市の施策や、市と地域自治区住民との連携に関する事項の審議など	
市民参加制度調査審議会	市民の声を活かす条例・規則の改廃および市民参加手続の運用状況の評価など	平成24年1月
行政改革懇話会	行政改革の推進について必要な事項(情報公開に関する事項を除く)の調査審議	平成24年2月
石狩浜海浜植物保護センター運営委員会	同センターの事業計画についての審議	
水道事業運営委員会	水道事業の経営に関する事項についての調査審議	平成24年3月
下水道事業運営委員会	受益者負担金、下水道使用料金、水洗化その他必要な事項についての調査審議	
文化財保護審議会	文化財の保存・活用に関する重要事項についての調査審議および建議	
石狩市民図書館協議会	図書館の運営に関する答申および建議	